１２／１０（水）の発表

**【道庁プレスリリース】**

報道発表資料の配付日時　１２月１０日（水）１５時００分

| | | | |
|---|---|---|---|
| 発表項目（行事名） | 北海道農地中間管理事業の推進に関する基本方針（素案）に関する道民意見（パブリック・コメント）の募集について | | |
| 記者レクチャーのお知らせ | （実施日時） | 発表者 | |
| | | 発表場所 | |
| 概要 | 道では、「農地中間管理事業の推進に関する法律」（平成25年法律第101号）に基づき、農業経営の規模拡大、農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地の利用の効率化及び高度化をを促進するため、「北海道農地中間管理事業の推進に関する基本方針」の策定に向けた作業を進めています。<br>この方針の策定に当たり、広く道民の皆様から御意見をいただくため、別添「道民意見提出手続の意見募集要領」により、道民意見（パブリック・コメント）を募集します。<br><br>【募集概要】<br>１　意見を募集する方針（素案）<br>北海道農地中間管理事業の推進に関する基本方針（素案）<br><br>２　募集期間<br>令和７年(2025年)１２月１０日（水）から<br>令和８年(2026年)　１月１０日（土）まで<br><br>３　計画等の案及び参考資料の入手方法<br>（１）北海道のホームページ（農政部農業経営局農業経営課ホームページ）<br>(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/241193.html)<br>（２）以下の場所での閲覧・配布<br>ア　北海道農政部農政課（道庁７階）<br>イ　北海道行政情報センター（道庁別館３階）<br>ウ　各（総合）振興局（石狩振興局を除く）の行政情報コーナー<br><br>４　意見等の提出方法<br>（１）郵便　〒060-8588　札幌市中央区北３条西６丁目<br>北海道農政部農業経営局農業経営課（利用集積係）<br>（２）ファクシミリ　０１１－２３２－００２６<br>（３）電子メール　nosei.keiei1@pref.hokkaido.lg.jp | | |
| 参考 | 道民意見提出手続の意見募集要領 | | |

| | |
|---|---|
| 報道（取材）に当たってのお願い | |
| 他のクラブとの関係 | 同時配付<br>同時レク　（場所） |

| | |
|---|---|
| 担当（連絡先） | 農政部農業経営局農業経営課（担当者：井出、樋浦）<br>ＴＥＬ　ダイヤルイン　０１１－２０４－５３８６ |

（別記第１号様式　道民意見提出手続の意見募集要領）

# 道民意見提出手続の意見募集要領

令和７年12月10日

１　計画等の案の名称
北海道農地中間管理事業の推進に関する基本方針（素案）

２　参考資料の名称
(1) 北海道農地中間管理事業の推進に関する基本方針（素案）の概要
(2) 農地中間管理事業の推進に関する法律（抜粋）
(3) 意見提出用紙
(4) 北海道農地中間管理事業の推進に関する素案の概要（やさしい版）

３　計画等の案及び参考資料の入手方法
北海道のホームページ（農政部農業経営局農業経営課ホームページ）への掲載
（https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/241193.html）
※子ども向けは、保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課ホームページに掲載
（https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/kodomoikenkeikaku.html）
上記掲載情報は、以下の場所での閲覧可能です。
ア　北海道農政部農業経営局農業経営課（道庁７階）
イ　北海道総務部行政局文書課行政情報センター（道庁別館３階）
ウ　各総合振興局・振興局（石狩振興局を除く）の行政情報コーナー
※上記の場所において、紙媒体による閲覧又は配付をご希望の場合は、担当職員へお申し付け下さい。

４　意見等の募集期間
令和７年12月10日（水）～ 令和８年１月10日（土）

５　意見等の提出方法及び提出先
(1) 郵　便　　〒060-8588　札幌市中央区北３条西６丁目
北海道農政部農業経営局農業経営課
(2) ＦＡＸ　　011-232-0026
(3) 電子メール　　nosei.keiei1@pref.hokkaido.lg.jp

６　意見募集結果の公表時期
提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和８年３月下旬頃を目処に「道民意見提出手続きの意見募集結果」を公表します。
なお、意見募集の結果の公表は、「３　計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。

７ その他
(1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
(2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することがあります。
(3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
(4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
(5) 意見受付後、約３日（土曜・日曜日、休日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
(6) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報が記載された意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先
農政部農業経営局農業経営課（利用集積係）
電話 011-204-5386（直通）